

No ! 就活セクハラ —— 予防対策は万全ですか？ ——

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等(以下「就活セクハラ」という。)については、正式な採用活動のみならず、リクルーターと会う・インターンシップに参加・教育実習・OB・OG訪問等の場においても問題化しています。

企業としての責任を自覚し、

- ①学生と接する際のルールをあらかじめ定める
- ②自社社員以外(学生、フリーランス etc)に対してもハラスメントは行ってはならない旨を研修する
- ③ハラスメントを行った場合は厳正な対応を行うこと
- ④採用活動を企業として適切に管理する
- ⑤就活生の相談窓口を設置し、対応する

など、インターンシップ受入部署を含め全社員に周知・徹底を図り、未然の防止に努めましょう！

☆こんな行為は許されません！

「性的な冗談やからかい」「食事やデートへの執拗な誘い」「性的な事実関係に関する質問」「不必要的身体への接触」「拒否等したことによる不利益取扱い(採用差別・内定取り消し等)」「性的な関係の強要」

☆こんな場面で起きています！

「インターンシップに参加したとき」「企業説明会やセミナーに参加したとき」「就職採用面接を受けたとき」「内々定を受けた時や受けた後」「リクルーターと会ったとき」「志望先企業の従業員との酒席の場」「SNSや就活マッチングアプリを通じてやり取り等を行っていたとき」「OB/OG訪問のとき」

【関連サイト「今すぐ始めるべき就活ハラスメント対策！」】

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/syukatsu_hara/enterprise/



◎法改正によりカスハラ対策、就活セクハラ対策が事業主の義務となります！

施行日や具体的な取組内容が定まり次第、富山労働局ホームページ等でご案内します！

問合せ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740